

小豆郡外から移住したみなさまへ 家賃などの賃貸住宅に係る費用の一部を 補助します

小豆島町では、小豆郡外から移住した方の賃貸住宅契約に要する費用の一部を補助することで、小豆島町への移住促進を図っています。

主な補助要件

- 小豆島町に住民登録をした時点で年齢が満65歳未満であること、かつ、補助金の申請時に世帯の構成員（当該補助対象者及びその者と生計を一にする親族をいう。以下「世帯構成員」という。）1名以上が就労していること。
- 移住に際し、民間賃貸住宅を借り上げていること。
- 小豆島町への転入前に、3年以上小豆郡外で在住していること。
- 小豆島町に定住する意思があること。
- 生活保護法に規定する住宅扶助その他の公的家賃補助を受けていないこと。
- 世帯構成員が県税、町税等を滞納していないこと。
- 補助対象者を含む全ての世帯員が、小豆島町東京圏U I Jターン移住支援事業補助金を受給していないこと。

※民間賃貸住宅 補助対象者と建物所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅（公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、雇用促進住宅、3親等以内の親族所有の住宅を除く。）

補助額

① 住宅家賃補助金

『賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。）－住宅手当等』×2分の1千円未満切り捨て）で2万円を上限とし、転入した日の属する月の翌月から2年間（24か月）支給します。

② 住宅初期費用補助金

『賃貸住宅契約時に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃支払保証料等）の合計額－事業主からの手当』×2分の1（千円未満切り捨て）で6万円を上限とし、1回限り支給します。

申請手続きの流れ

年度ごとに申請し、1月～6月分を7月20日、7月～12月分を1月20日までに実績報告。
「申請→交付決定→実績報告・請求→交付確定・入金」

交付申請の流れ

申請初年

…申請者にさせていただくこと

- ① 小豆島町への転入
- ② 申請書の提出 ※転入後3か月以内にご提出願います。
- ③ 審査
- ④ 交付決定通知
- ⑤ 実績報告書兼請求書の提出 (7月・1月)
- ⑥ 審査
- ⑦ 交付確定、補助金の交付

申請二年目および最終年

- ① 申請書の提出 (4月)
- ② 審査
- ③ 交付決定通知
- ④ 実績報告書兼請求書の提出 (7月・1月、24か月後)
- ⑤ 審査
- ⑥ 交付確定、補助金の交付

※補助対象期間は、「転入した日の属する月の翌月から24か月」ですが、申請の時期によっては24か月分交付できない場合があります。転入後は、お早めに申請してください。

その他の要件や申請書類など、詳しくは下記にお問い合わせください。

問い合わせ先

小豆島町住まい政策課

電話 0879-82-7011